

お客様各位

平成26年2月吉日  
SPデザイン株式会社

## 消費税率改定に伴う対応に関するお知らせ

拝啓 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が公布され、平成25年10月1日正式に、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることが発表されました。つきましては平成26年4月1日からの取引金額につきまして下記の通りとなりますのでご案内させていただきます。

誠にご面倒をおかけいたしますが、消費税法に沿った適正な運用を行ってまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

① 既に、もしくは平成26年3月31日までにご発注いただきました案件につきまして、金額が現行消費税率5%で契約されておりましたが、納品が平成26年4月1日以降となる場合、新税率8%を適用してご請求させていただくこととなります。

但し、経過処置として平成25年9月30日までにご発注いただきました契約につきましては納品が平成26年4月1日以降となっても旧税率となる5%で消費税計算の上、ご請求させていただくこととなります。

② 保守料金につきましては経過処置の対象とならず、契約期間に関わらず平成26年4月1日より新税率8%での請求となります。

既に平成26年4月1日以降分の保守料金をお支払いいただいておりますが、対象期間分の消費税差額を別途ご請求させていただくこととなります。

※今後、法律の見直し等ありましたら別途ご案内申し上げます。

なお、ご不明点は弊社担当までお問い合わせください。

以上